

佐賀県告示第百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十三年六月十七日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

武雄市山内町大字鳥海字櫻葉山二二二二八から二二三三〇まで、二二三三四、字砂原二二三九六の一、字平古場二二〇四七の二、字下山二二一九八、二二二〇八から二二二一〇まで、二二三二〇の一、二二三二四、二二三三〇の一、二二三三三の一、字片八エ二二三四三の一、二二三四三の二、大字宮野字木登二二四二〇の一、二二四二一の三、二二四二一の四、二二四二一の六、二二四二二の一、二二四二二の二、二二四三三、二二四三六、二二四五〇の一、二二四五〇の四、二二四五一、字角ヶ倉二二七〇六の一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

武雄市武雄町大字武雄字四十九重四二六五の一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。)